十四　利　子　第十号に規定する発行日後の各発行対象国債の支払期を支払期とし、各支払期において、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（次号において規定する期日について同じ。）。

各発行対象国債の額面金額×各発行対象国債の利率／100×1／2

（別表）

名称及び記号	利率（年）	償還期限	発行額（額面金額）
利付国庫債券（十年）（第二百七十二回）	一・四％	平成二十七年九月二十日	九十四億円
利付国庫債券（十年）（第二百七十三回）	一・五％	平成二十七年九月二十日	三百三億円
利付国庫債券（十年）（第二百七十四回）	一・五％	平成二十七年十二月二十日	百六十八億円
利付国庫債券（十年）（第二百七十六回）	一・六％	平成二十七年十二月二十日	四十八億円
利付国庫債券（十年）（第二百八十一回）	二・〇％	平成二十八年六月二十日	三十五億円
利付国庫債券（十年）（第二百八十五回）	一・七％	平成二十九年三月二十日	四百九十億円
利付国庫債券（十年）（第二百八十六回）	一・八％	平成二十九年六月二十日	二百六十五億円
利付国庫債券（十年）（第二百九十五回）	一・五％	平成三十年六月二十日	七十億円
利付国庫債券（十年）（第二百九十九回）	一・三％	平成三十一年三月二十日	二十一億円
利付国庫債券（十年）（第三百回）	一・五％	平成三十一年三月二十日	三十五億円
利付国庫債券（十年）（第三百四回）	一・三％	平成三十一年九月二十日	三十五億円
利付国庫債券（二十年）（第五十五回）	二・〇％	平成三十四年三月二十一日	九十五億円
利付国庫債券（二十年）（第五十六回）	二・〇％	平成三十四年六月二十日	五億円
利付国庫債券（二十年）（第六十回）	一・四％	平成三十四年十二月二十日	三十四億円
利付国庫債券（二十年）（第六十一回）	一・〇％	平成三十五年三月二十日	二十一億円
利付国庫債券（二十年）（第六十二回）	〇・八％	平成三十五年六月二十日	八十一億円
利付国庫債券（二十年）（第六十七回）	一・九％	平成三十六年三月二十日	二十四億円
利付国庫債券（二十年）（第六十九回）	二・一％	平成三十六年三月二十日	二百億円
利付国庫債券（二十年）（第七十二回）	二・一％	平成三十六年九月二十日	九十二億円
利付国庫債券（二十年）（第七十三回）	二・〇％	平成三十六年十二月二十日	三百四十七億円
利付国庫債券（二十年）（第七十五回）	二・一％	平成三十七年三月二十日	二百五十億円
利付国庫債券（二十年）（第七十六回）	一・九％	平成三十七年三月二十日	百十七億円
利付国庫債券（二十年）（第七十七回）	二・〇％	平成三十七年三月二十日	二十九億円
利付国庫債券（二十年）（第七十八回）	一・九％	平成三十七年六月二十日	百億円
利付国庫債券（二十年）（第八十一回）	二・〇％	平成三十七年九月二十日	三十六億円

十五　償還期限　（別表のとおり）

十六　償還金額　額面金額百円につき百円

十七　入札の基準とする各発行対象国債の利回り　平成二十二年四月二十日付で日本証券業協会が発表した公社債店頭売買参考統計値表に掲載された各発行対象国債の平均値の単利利回りとする。

十八　元利金支払場所　日本銀行

十九　入札参加者　財務大臣から通知を受けた者

二十　払込期日　平成二十二年四月二十三日

○財務省告示第百六十八号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第六条第十一項の規定に基づき、平成二十二年四月五日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十二年五月十二日

財務大臣　菅　直人

一　名称及び記号　利付国庫債券（二年）（第二百九十回）

二　発行の根拠法律及びその条項　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項

三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四　発行方法　募集取扱機関による募集の取扱いによる発行

五　発行額　額面金額で二百二十億三千七百七十五万円

六　払込金額　二百二十億七千三百一万四百円

七　最低額面金額　五万円

八　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

九　発行日　平成二十二年四月五日

十　発行価格　額面金額百円につき百円十六銭

十一　利率　年〇・二パーセント

十二　経過利子の払込み　㈠　各募集取扱機関は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第十八号に規定する期日に払い込むものとする。

額面金額の総額×$\frac{0.2}{100}\times\frac{21}{365}$